

入札公告

市庁舎長寿命化改修 B1F・1F・2F 内部改修工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和4年10月25日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度 令和4年度
- (2) 工事名 市庁舎長寿命化改修 B1F・1F・2F 内部改修工事
- (3) 工事場所 有田市箕島 地内
- (4) 工事概要
 - ・B1F・1F・2F内装工事 一式
(各階天井・壁・床仕上材更新、便所改修、2FOAフロア・接客カウンター更新)
 - ・同上電気設備工事 一式
(分電盤、照明器具、拡声設備、自動火災報知設備等)
 - ・同上機械設備工事 一式
(衛生器具設備、消火設備、空調設備等)
- (5) 工期 本契約確定日の翌日から令和6年3月31日まで
※工期については、契約後の社会情勢等の変動により協議の上、柔軟に対応するものとする。
- (6) 予定価格 金313,800,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (7) 調査基準価格 金288,696,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (8) 失格基準価格 金235,350,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (9) 施工形態 単体又は共同企業体
- (10) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有 (5回まで)
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げる全ての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし単体企業又は共同企業体のいずれかでの参加しか認めない。また共同企業体の場合、各構成員は2以上の共同企業体となることはできない。

(1)単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 公告日現在において、有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- エ 主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）又は入札参加資格申請書における委任先事業所（支社・営業所等）が有田市内にあり、過去3年間に有田市が発注する建築一式工事部門の指名競争入札に指名された実績のある者であること。
- オ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- カ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令第47号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ク 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（入札書を提出した日時時点で有効なもの。以下「総合評定値」という。）が720点以上の者であること。
- ケ 建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- コ 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置することができる者であること。なお営業所専任技術者との兼任は不可。

(2)共同企業体の場合

- ア 代表幹事を含むすべての構成員は(1)のアからキの要件を満たしている者であること。
- イ 一共同企業体の構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 一構成員当たりの出資比率は、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上とする。
- エ 共同企業体は共同施工方式であること。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のクからコの要件を満たしている者であること。
- カ 一企業体の代表幹事以外の構成員は建設業法に基づく建築一式工事の許可を受けている者であること。
- キ 代表幹事を除く構成員は、建築工事の主任（監理）技術者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書の提出日において3ヶ月を経過している者に限る。）を専任で配置すること。なお営業所専任技術者との兼任は不可。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

- ア 交付期間 令和4年10月25日(火)から令和4年11月1日(火)
有田市の休日を定める条例(平成3年条例第23号)第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750(管財係直通)
FAX 0737-82-1725
e-mail somu@city.arida.lg.jp

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

- ア 閲覧期間 (2)のアに同じ
- イ 閲覧場所 (2)のイに同じ
- ウ 仕様書等の配布については以下のいずれかにて行う。
- ① 仕様書等配布願(別記第1号様式)及び未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を(2)のイの場所まで持参すること。
 - ② 有田市発注の指名競争入札時にオンラインストレージを利用している者は、仕様書等配布願(別記第1号様式)を(2)のイに記載するFAX又はe-mail(到着確認の電話を行うこと。)にて提出すれば、オンラインストレージにて登録しているメールアドレスへURL等を送信する。

ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間
令和4年11月9日(水)から令和4年11月11日(金)までの3日間。受付期間最終日は午後4時までとする。
- イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)
なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。
- ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750(管財係直通)
FAX 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回答日

令和4年11月16日(水) 午後6時頃まで

オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ

(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和4年11月17日(木)から令和4年11月20日(日)まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に下記書類を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名）、建設業許可番号（共同企業体の場合は代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

①入札書

②工事費内訳書

③単体又は共同企業体の代表幹事として参加する場合、配置予定監理技術者の監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証（必要な場合）の写し。なお共同企業体の構成員として参加する場合、配置予定の監理（主任）技術者を証する書類。

④全ての配置予定技術者の当該企業に在籍する期間（3ヶ月以上）が確認できる資料を添付すること。

⑤共同企業体にて応札する場合は有田市共同企業体運用基準（平成13年10月1日施行。）に基づく各様式

⑥低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領（平成15年8月1日施行。）に基づく入札理由書

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和4年11月21日(月) 午後1時30分

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50

設備棟多目的会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和4年11月22日(火)

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載するものとする。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 留意事項

(1) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

- (2) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

8 封筒の記載例

単体の場合

〒 6 4 9 - 0 3 9 9	
日本郵便株式会社 箕島郵便局留	
和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行	
開札日	令和4年11月21日
工事年度・工事番号	令和4年度
工事名	市庁舎長寿命化改修 B1F・1F・2F 内部改修工事
工事場所	有田市箕島 地内
企業名	
建設業許可番号	
担当者の所属及び氏名	
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（ファクシミリ番号）	

共同企業体の場合

〒 6 4 9 - 0 3 9 9	
日本郵便株式会社 箕島郵便局留	
和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行	
開札日	令和4年11月21日
工事年度	令和4年度
工事名	市庁舎長寿命化改修 B1F・1F・2F 内部改修工事
工事場所	有田市箕島地内
共同企業体名	特定建設工事共同企業体
共同企業体代表幹事の建設業許可番号	
担当者の所属及び氏名	
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（ファクシミリ番号）	